

「官製不況」から学ぶこと

調査第二部副部長 渡部 喜智

昨年6月20日の改正建築基準法の施行において、行政の実務対応が後手に回ったことにより、建築確認の申請、審査の現場で大混乱が生じた。中小・個人の建築業者や建築士の方を中心に建築関連業界が大打撃を被り、業者の倒産も増えたことをきっかけに、「官製不況」という言葉が登場してきた。今回の建築基準法の施行の不手際が景気の足を引っ張った影響は甚大だ。昨年下半年期の住宅着工戸数は前年比3割超の減少となった。また、07年度の実質GDP成長率を住宅投資減少が0.5%程度押し下げる方向に作用すると見込まれる。マスコミも官製不況という言葉を使い始めているようで、「日経テレコン21」で全国紙5社の記事（見出し+本文）検索をすると、07年前半はゼロ、07年後半は8件だったが、今年は2月17日現在9件となっている。

「・・・不況」という言葉は、マスコミ等が名付けた景気後退期の俗称として人口に膾炙^{かいしや}されている。たとえば、古いところでは、東京五輪後の特需消失に伴う不況で山一證券救済劇にまつわる「証券不況」（1964年10月～65年10月）が有名であり、新しいところではインターネット等の情報通信関連の過剰投資の反動から起こった「IT不況」（2000年11月～02年11月）がある。

これまでの「・・・不況」の命名の発想は、一般的な景気後退の原因を外部環境の変化・ショックや最も特徴的な動きに求めるものであった。しかし、「官製不況」の命名はそれらとは異質であり、いたたまれない怒りの表現と言えるだろう。とはいえ、「官」へ怒りを向けただけでは問題の解決にはならない。今後同じような官製不況と言われる事例が発生しないような仕組みを構築することが重要である。様々な弊害や制度の不備に付け込んだ不法・不正行為が表面化すると、矛先は「官」への批判に向かうことが多い。そこで官は、急な対応を迫られて法や規制の厳格化の手当てに向かうが、時間の制約と現場での制度運用の知識やイメージが不足していることが重なり、実状との乖離が大きい、時として現実離れしたものとなり、結果として混乱などが生じてしまうのだろう。行政も少ない人員のなかでスピードと専門性の両面が求められて負担が増している。それを両立することは容易でない。不法・不正状態の解消という緊急性は重要だが、施行に十分な準備のための時間を必要に応じて取ることも大切だ。

それとともに、国会も制度・規制の変更を法案成立の段階で終わりとせず、施行の態勢チェックまで行うことはできないものかと思う。また、今回の改正建築基準法の施行では一部専門誌で施行準備の遅れを警告していたというが、マスメディアも安易な「官」批判にとどまるのではなく、規制が過剰反応や自己増殖的なものになっていないかを含め、官の対応を「監視」する姿勢をもって継続フォローするようにしてもらいたい。